

獣医療現場における愛玩動物看護師の業務（イメージ）

獣医療

診療

- リスクの高い診療
病気の診断、エックス線検査、手術 等

診療の補助

愛玩動物看護師のみ実施可能

- リスクの低い診療（獣医師の指示の下）
マイクロチップ挿入、採血、経口投薬 等

看護等

- 疾病にかかり、又は負傷した動物の世話
療養上の世話（治療方針に沿った）

- 一般看護
健康増進、疾病予防、苦痛緩和(飼育者) 等

その他

- 動物病院の業務環境の整備、診療受付 等

愛玩動物看護師の業務

動物愛護

適正飼養等

- 飼育者等への愛護・適正飼養に係る支援
愛玩動物専門職としての適正飼養指導 等

【診療の補助】

診療行為

- 獣医師の獣医学的判断をもってするのでなければ飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為
- 業として行えるのは獣医師のみ（獣医師の独占業務）

獣医師法（昭和24年法律第186号）

第17条 獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない。

第20条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

【診療の内容などから獣医師が判断】

- * 獣医師が常に自ら行わなければならない絶対的獣医療行為に該当するか否か
- * 獣医師が常に自ら行わなければならないほど危険な行為であるか否か

【愛玩動物看護師の教育内容や技能レベルなどから獣医師が判断】

- * 愛玩動物看護師が一般的に行うことが可能な行為か否か
- * 特定の愛玩動物看護師が行うことが可能な行為か否か

診療の補助

- 愛玩動物看護師の業務として獣医師の指示のもとに行う獣医療行為
- 業として行えるのは愛玩動物看護師のみ（愛玩動物看護師の独占業務）
- 愛玩動物看護師が行うことが可能な行為は、診療の補助の一環として行われる衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）

第2条第2項 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第40条第1項 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

* 獣医師法での獣医師の義務

- ・ 診断書の交付等（法第18条）
- ・ 診療及び診断書等の交付の義務（法第19条）
- ・ 保健衛生の指導の義務（法第20条）
- ・ 診療簿及び検案簿への記録の義務（法第21条）

【愛玩動物の看護】

飼育動物の看護

- 愛玩動物看護師の技術的能力及び専門的な知識経験をもって行う行為
- 愛玩動物看護師の独占業務ではない

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）

第2条第2項 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第40条第1項 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

【愛玩動物看護師の責務】

- * 愛玩動物看護師が常に自ら行わなければならない絶対的看護行為に該当するか否か
- * 愛玩動物看護師が常に自ら行わなければならないほど危険な看護行為であるか否か

【動物病院スタッフの教育内容や技能レベルなどから愛玩動物看護師が検討】

- * 愛玩動物看護師以外の専門職が一般的に行える行為か否か
- * 特定のスタッフが行うことが可能な行為とするか否か

愛玩動物看護師以外の専門職による業務分担の明確化

- 愛玩動物看護師以外の専門職ができる業務
 - ・ 看護の補助 ← **診療行為はできない**
（例）高齢動物等の飼育支援、健康チェック、栄養管理、保健衛生支援、飼育環境整備への助言など
 - ・ その他の資格を必要としない業務

→ 動物病院での業務分担をマニュアル化

- * 愛玩動物看護師の努力義務
 - ・ 獣医師との連携（法第41条）

チーム獣医療のイメージ



獣医療

獣医師

- リスクの高い診療
病気の診断、予後判断、処方、手術 等

- リスクの低い診療
臨床検査、採材、問診、経口投薬 等

獣医師の指示の下

療養上の世話に必要な診療行為

愛玩動物看護師

- 療養上の世話
治療方針に沿った服薬・給餌指導、介護 等

- 一般看護
健康増進、疾病予防、苦痛緩和(飼育者) 等

愛玩動物看護師の自律性

療養上の『飼育者の役割』を支援

飼育者

- 飼育者の役割
日頃の健康管理、獣医療への理解 等

良質なチーム獣医療のイメージ



獣医療

獣医師

○ リスクの高い診療
病気の診断、予後判断、処方、手術 等

○ 専門性の高い診療 良質なチーム獣医療に必要
高度先進獣医療、包括的獣医療 等

愛玩動物看護師

○ 診療の補助 獣医師の指示の下
臨床検査、採材、問診、投薬 等

○ 看護
療養上の世話

保健衛生指導、助産、栄養管理、介護 等
ヒトの保健師、助産師、管理栄養士、介護士などの業務

飼育者

○ 飼育者の役割
日頃の健康管理、獣医療への理解 等